

～新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出抑制等により、
売上が減少した市内小売店を応援します～

公募期間

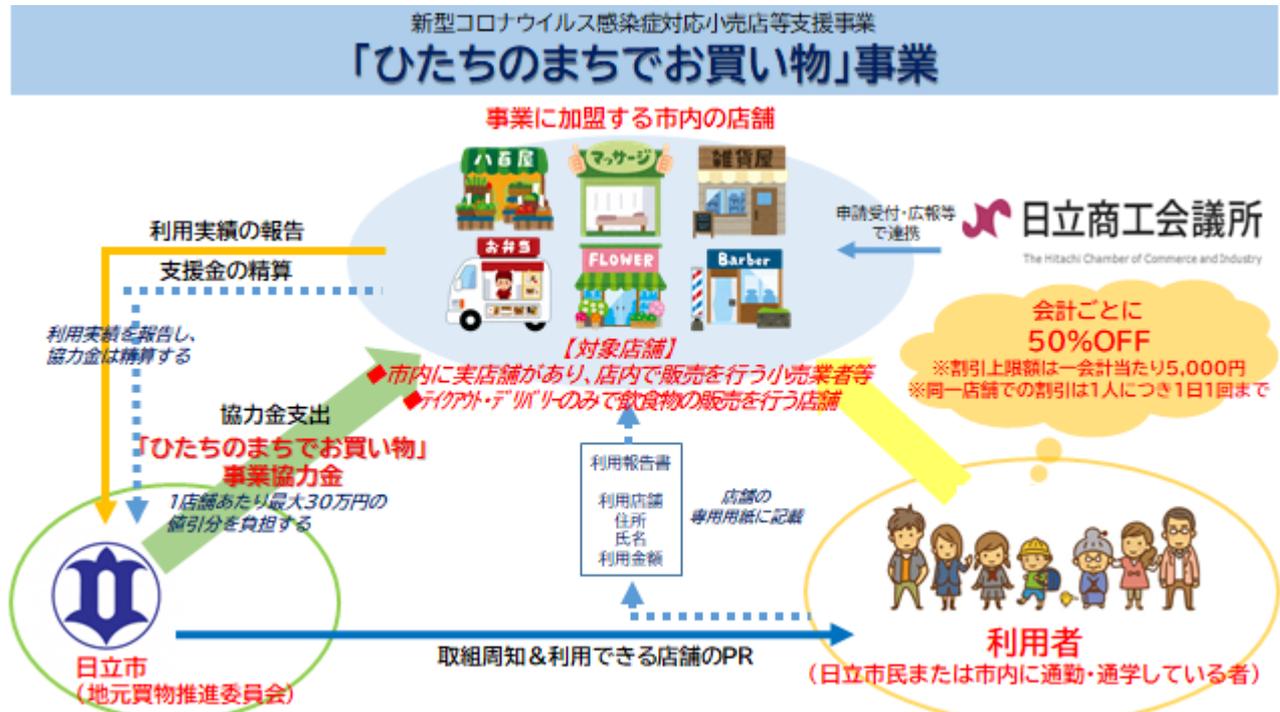
令和 3 年 5 月 31 日(月)必着

※ 申込状況により、申請期限前に受付を終了することがあります。あらかじめご了承ください。

事業概要

事業名称	ひたちのまちでお買い物事業
事業内容	1. 市内小売店のうち、事業参加店舗に対し 30 万円を上限に協力金をお支払いします。 2. 参加店舗は商品を 5 割引で買い物客に販売し、割引分は協力金を充当します。
割引実施期間	令和3年6月21日(月)～8月31日(火) ※ 上限に到達した事業者ごとに終了となります。
割引購入対象者	市民または市内に通勤・通学する者 ※ 購入時、利用票に購入者住所または勤務・通学先住所等を記入していただきます。
割引率	50% ※ 一会計当たりの割引上限額は 5,000 円となります。 ※ 同一店舗での割引は 1 人につき 1 日 1 回までとなります。
割引販売利用状況の確認	1. 会計の際、購入者に利用報告として利用票を記入してもらいます。 ※ 利用報告が無い場合、協力金の対象外となりますのでご注意ください。 2. 利用票は店舗で保管し、実績報告書、実績一覧表と一緒に事務局へ提出します。

【事業イメージ】



申請概要

協力金名称

ひたちのまちでお買い物事業協力金

次の1.2のいずれかに該当し、3.4の要件を満たす事業者

1. 実店舗があり、店内で販売を行う小売業者等

※ 理美容業等のサービス業は店内で商品(シャンプー等)の販売を行っていることが条件となります。

なお、割引対象は商品販売部分(シャンプー等)のみとなり、施術部分(ヘアカット等)は対象外となります。

2. テイクアウト・デリバリーのみで飲食物の販売を行う店舗

※ 移動販売(キッチンカー等)を含む

3. 「いばらきアマビエちゃん」に登録済みであること

※ 未登録の場合は、必ず登録していただくことになります。

4. 暴力団関係者でないこと

○ 注意事項

※ 事業者単位(確定申告等)の参加となります。

複数店舗(支店や別の屋号・名称等)を経営している場合でも、補助上限額は30万円/事業者となります。

※ 申請後、事務局での審査があります。

【対象店舗について】

対象事業者

対象店舗	対象外店舗
<p><u>(主な対象店舗)</u> 呉服・服地店、寝具店、洋服店、靴店、かばん店、雑貨店、八百屋、食肉店、鮮魚店、酒屋、菓子・パン屋、惣菜・弁当屋、コンビニエンスストア、茶屋、米穀店、自転車屋、電気屋、家具屋、畳屋、金物屋、ドラッグストア、化粧品店、文房具店、スポーツ用品店、玩具店、楽器店、時計店、メガネ店、花屋、ペット用品店、骨董品店、ジュエリー店、移動販売(キッチンカー等)、理髪店、美容院、鍼灸・マッサージ店、接骨院、柔道整復 等</p> <p>※ コンビニエンスストアは、直営店は不可とする。市民がFC契約により経営している場合は可とする。この場合、複数店舗・別業種店舗を運営していても、一事業者として判断する。</p> <p>※ サービス関係(理美容業、マッサージ等)は、店内で商品の販売を行っていることを条件とし、施術部分は割引対象外とする。</p>	<p><u>(主な対象外店舗)</u> 飲食店、スーパー、チェーン店、量販店、ホームセンター、新聞店、たばこ販売、燃料販売、無店舗販売、自動販売機、ネット通販のみ 等</p> <p><u>(その他対象外とするもの)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>定期契約に基づき販売するもの</u> 例) 新聞、牛乳配達、ウォーターサーバー用飲料水等 ※ ただし、牛乳配達等を行っている事業者であっても、店頭の商品等を販売している場合、定期契約以外の商品限定での参加は可とする。 ・ <u>業務用品(卸売業)</u> ・ <u>換金性の高いもの</u> ※ カタログギフト、商品券、ギフトカード 等 ・ <u>再販売価格維持制度等により、定価が決められているもの</u> ※ 書籍、雑誌、新聞、レコード、音楽用テープ、音楽用CDといった著作物及び日立市指定ごみ処理袋 等

協力金上限額	<p>1事業者当たり30万円</p> <p>※ 割引に対する協力金は、初めに20万円をお振込み(前払い)し、残りの10万円は精算払い(後払い)となります。(残金が生じた場合は返還)</p> <p>※ 割引キャンペーンの利用実績が30万円を越えた時点で、「実績報告書兼最終請求書」、「協力金利用実績一覧」及びお客様に記入していただいた「利用票」を事務局に提出してください。</p> <p>※ 協力金上限額は30万円までのため、超過した場合は事業者負担となりますのでご注意ください。(上限額未済で終了していただいてもかまいません)また、事業期限の8月31日より前に上限に達した場合は、ホームページにて割引キャンペーン終了と表示するため、速やかに事務局へ連絡してください。</p>
--------	---

申請に必要な書類

- ① 参加申請書兼請求書(2店舗目以降は別紙も添付)
- ② 誓約書
- ③ いばらきアマビエちゃん「感染防止対策宣誓書」
- ④ 振込先口座が確認できる書類(通帳の見開き等)
- ⑤ HPIに掲載する写真データ(店舗外観またはおすすめ商品等)

【注意事項】

(伊) (Il)

- ・ 写真データは shoko1@city.hitachi.lg.jp にメールで送ってください。
- ・ システムの都合、写真データの要領は8MB まででお願いします。
- ・ スペースの都合、1店舗当たり 1 枚までとなります。

申請に関する注意事項

- 1 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため申請内容を利用することがあります。
- 2 事務局職員が補助対象要件の確認のための実態調査(書面・口頭・事業所等立入検査等)を実施する場合があります。
- 3 値引き分に対する、市からの協力金(総額・上限 30 万円)は、段階的に概算でお渡ししますが、事業期間終了後、協力金の上限まで到達しなかった場合には、お渡し済協力金の残金は返還していただきます。
- 4 **申請期間内(令和3年5月31日(月)必着)**にお申し込みください。
※ 締切については、店舗紹介マップ等を作成する都合、申請期間(令和3年5月31日(月)必着)厳守とします。
※ 申込状況により、申請期限前に受付を終了することがあります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市地元買物推進委員会事務局(日立市役所商工振興課内 担当:石貝、田所)

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

電話 : 050-5528-5159 FAX : 0294-24-1713

Eメール:shoko1@city.hitachi.lg.jp